

平成23年5月24日

原子力安全・保安院

東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る運転記録及び事故記録等の 分析及び影響評価に関する報告の受領及び評価について

5月16日、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第67条第1項及び電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告を受けました。

当院は、当該報告を踏まえ、東京電力に対し、福島第一原子力発電所の事故に関する記録の分析結果を踏まえた原子炉施設の安全性への影響の評価結果を報告すること等を指示しました。（4月26日、5月17日お知らせ済み）
昨日（5月23日）、東京電力から、当該指示に基づく報告を受けました。また、当該報告の内容について、当院の評価を行いました。

1. 福島第一原子力発電所の事故に関する事故記録等について、今後の適切な措置の実施のため、東京電力に対し、原子炉等規制法第67条第1項及び電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収を命じました。（4月26日お知らせ済）
2. 原子力安全・保安院としては、今回の報告を踏まえ、①今回の地震発生前後の記録の分析結果を踏まえた原子炉施設の安全性への影響の評価結果を報告すること、②福島第一原子力発電所内外の電気設備が今回の報告にある被害状況に至った原因について究明し、その結果を報告すること等を東京電力株式会社に対して指示しました。（5月17日お知らせ済）
3. 本件について、昨日（5月23日）、東京電力から、当該指示に基づく報告を受けました。また、当該報告の内容について、当院は、別添のとおり評価しましたのでお知らせします。

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院

原子力安全広報課：渡邊、塩見

電話：03-3501-1505

03-3501-5890